

## 第2-2節 パッケージ型消火設備

### 1 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備とは、屋内消火栓設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等で、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リールまたはホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。

### 2 用語の定義

- (1) 「Ⅰ型」とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）」（以下「パッケージ型消火告示」という。）第5および第6においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) 「Ⅱ型」とは、パッケージ型消火告示第5および第6においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

### 3 設置要件

パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物は、パッケージ型消火告示第3の規定による。

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次の(1)および(2)に適合する場所をいう。

- (1) 火災の際、煙を有効に排除することができる、次のいずれかに該当する場所
  - ア 外気に直接開放された開口部を有する場所
  - イ 随時容易に開放できる開口部を有し、当該開口部を開放することにより、外気に直接通じる場所
- (2) 容易に避難することができる、次のいずれかに該当する場所
  - ア 出入口や階段付近等の避難経路を考慮した場所
  - イ 避難口（省令第28条の3第3項第1号に定めるもので、同号ハの括弧書きで除かれているものを含む。以下この節において同じ。）を容易に見通すことができる場所
  - ウ 通路誘導灯により、避難口に到達できる場所

### 4 機器

パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。

### 5 設置方法

- (1) 水平距離で包含した範囲に、間仕切り等により放射できない部分が生じないように、ホースの延長経路、ホースの長さおよび放射距離を考慮し、当該階の各部分に有効に放射することができるよう設置すること。

なお、この場合の放射距離は、おおむね10mとすること。

ただし、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離とすることができる。（第2-2-1表参照）

第2-2-1表

種類	水平距離	防護面積	ホース長さ	放射距離
I型	20m	850㎡以下	25m(注1)	10m(注2)
II型	15m	500㎡以下	20m(注1)	

(注1) 機器仕様書に明示されたホースの長さがこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示されたホースの長さ

(注2) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離

- (2) 寒冷時において、消火薬剤が凍結するおそれのない場所に設置すること。  
ただし、保温のため、有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

#### 6 特例基準

- (1) 次のすべてに適合する地階は、政令第32条の規定を適用し、パッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 避難階であるもの。

イ 省令第5条の3に規定する10階以下の階における普通階と同等以上の開口部を有するもの。

ウ 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に設置するもの。

- (2) パッケージ型消火告示第3第2号の規定によりパッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物またはその部分のうち、地階、無窓階または火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所であることにより、省令第13条第3項に掲げる部分にパッケージ型消火設備を設置することができない場合であっても、次のアおよびイに適合するものについては、政令第32条の規定を適用し、パッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 省令第13条第3項第1号または第5号に掲げる部分であること。

イ 前アに定める部分で火災が発生したとしても、パッケージ型自動消火設備の防護区域からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内であること。